

重要事項説明書

1. 事業者

名称	社会福祉法人まごころ会
所在地	横浜市旭区西川島町68番地11
法人種別	社会福祉法人
代表者	小金井 明
電話番号	045 (371) 3271
FAX番号	045 (371) 3275

2. 事業の目的と運営方針

事業目的	社会福祉法人まごころ会が開設する認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の従業員が、要介護状態にある認知症高齢者に対し、認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とする。
運営方針	認知症になり要介護状態となっても人間として尊厳を持って最後まで生活して頂く事を目的に、共同生活を営む為の種々のサービスを提供する。

3. 事業所（入居契約時）

名称	グループホーム神田園					
指定番号	1473200895					
所在地	横浜市旭区西川島町68番地11					
連絡先	045 (371) 9181					
敷地	956 m ²					
建物	住居数	18室	ユニット数	2	総定員	18名
	延床面積	669 m ²				

4. 職員体制（入居契約時）

管理者	1名			
計画作成	2名			
介護者	常勤	5名	非常勤	14名
	介護福祉士	6名	社会福祉士	1名
	看護師	1名		

5. ご利用住居（入居契約時）

管理者	小金井 明
計画作成担当者	小金井 明
利用居室	103号室 ご利用状況により居室は移動する場合があります。
付帯設備	換気扇・エアコン・ナースコール・スプリンクラー設備 VIVA 3Q システム (AI カメラ、バイタルセンサー、室温センサー)

6. サービスの内容

食事	利用者の身体状況、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
排泄	利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と、排泄の自立の援助を行ないます
日常生活の世話	入浴、離床、更衣、整容、洗濯、健康管理、清掃などを全て介助者が行なうのではなく、入居者の生活自立の妨げにならない範囲でお手伝いを致します。
機能訓練	離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により日常生活の中で生活機能の維持・改善に努めます。
訪問医療	○ 昇和診療所 横浜市港北区新横浜 1-11-11 ○ フロールさくら歯科（利用者・家族の希望により） 中区山田町 8-1 ※外部への医療機関受診は、診療方針や治療について介護者は入居者の意見を代弁出来ない為、身元保証人もしくは代弁が可能な方の付き添いが必要です。
相談及び援助	利用者のご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行ないます。

7. 利用料金 (令和6年4月1日現在)

① 介護保険サービス

要介護 {1}	{753} 単位
要介護 {2}	{788} 単位
要介護 {3}	{812} 単位
要介護 {4}	{828} 単位
要介護 {5}	{845} 単位
医療連携体制加算	37 単位
初期加算	30 単位 (初日から30日間)
入院時費用	246 単位
生産性向上推進体制加算	10 単位
サービス提供体制強化加算	(I) 22 単位
退居時情報提供加算	250 単位
退去時相談援助加算	400 単位
口腔栄養スクリーニング加算	20 単位
口腔衛生管理体制加算	30 単位 (月)
協力医療機関連携加算	100 単位
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の178/1000

② 介護保険外費用

家賃	お部屋代 (月額)	23,670円
	水光熱費 (月額)	20,000円
	食材料費 (日額)	1,370円
	共益費 (月額)	20,000円
実費費用	おむつ・理美容	ご利用者・ご家族の希望により提供した場合、実費
	日用品費	ご利用者・ご家族の希望により提供した場合、実費
	特別食	ご利用者・ご家族の希望により提供した場合、実費
	居室持込電気用品	1品につき100円
	介護ベッド(月額)	1,000円
入居時敷金		0円 ※ご利用の期間や使い方によって退居時に清掃・消毒費用が発生する場合があります
<p>請求計算例) 要介護度1 利用日数30日 医療連携加算がある場合。 $(753 + 37) \times 30 \times 10.72 = 254,064$ 円の自己負担分 (介護保険サービス) と前家賃の合計。</p>		

8. 入居に当たっての留意事項

面会	来訪者は面会の都度職員に届け出てください。宿泊される時は事前に必ず許可を得てください
外出	外出・外泊前に必ず行き先と帰着予定日時を事前に届け出てください
住居・居室の利用	この共同生活住居内の設備、備品等は本来の用法に従って大切にご利用下さい。これに反した利用により破損などが生じた場合は、賠償して頂くことがあります
迷惑行為	騒音の発生、火気・はさみ等の危険物の持込み、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。
所持品・現金など	金品の持込みは極力避けるようお願いします。当会では金品・物品の盗難・紛失において一切の責任を負いかねます。

※ 費用の支払いについて

請求書は毎月10日付けで発行し25日払いとなります。

9. 協力医療機関

名称	医療法人社団 昇和会 昇和診療所
所在	横浜市港北区新横浜1-11-11
電話番号	045-475-1295
診療科目	内科

10. 非常災害時の対策

訓練	火災・地震対策訓練を実施します
設備	自動火災通報装置・ガス漏れ報知器・非常誘導板 スプリンクラー設備

11. 事故発生時の対応

処置	事故発生マニュアルに従い行います
ご家族への連絡	外部医療機関に受診の必要があるもの、その他ご家族に報告が必要と認められる時
市町村への連絡	介護保険事業者における事故発生時の報告の取り扱い要領に従う

1 2. 苦情の申立

事業所	0 4 5 (3 7 1) 9 1 8 1
運営法人	0 4 5 (3 7 1) 3 2 7 1
はまふくコール (横浜市苦情相談コールセンター)	0 4 5 (2 6 3) 8 0 8 4
旭区役所高齢・障害支援課	0 4 5 (9 5 4) 6 0 6 1

※ 苦情の申立により利用者が不利益を被ることはありません。

1 3. 身体拘束について

入居者の生命・身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、行ないません。

1 4. 個人情報利用について

当事業所の事業者・介護従事者は認知症対応型共同生活介護サービスを提供するうえで知り得た契約者及びご家族に関する事項を正当な理由なく第3者に漏洩いたしません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

正当な理由とは

- ① 介護報酬請求・ケア会議に利用するとき
- ② 他の福祉サービス事業者に必要な情報提供を行なう時

とします。

1 5. 重度化した場合の対応指針

・**急性期**救命を優先する為、以下の手順に従い対応する。

- ① 医療連携協力機関へ連絡し指示をあおぐ又は救急車を要請し受け入れ可能な病院へ救急搬送する。

※救命措置についてご家族の希望

積極的な延命措置 (気管内挿管や人工呼吸器など) を希望します	
積極的な延命措置を希望しません	

- ② ご家族へ第1報。(救急搬送の経緯・容態について。行動準備のお願い)
- ③ ご家族へ第2報。(容態・搬送先などを追加報告)

・入院期間中の居住費及び食費の扱いは、入院後ご家族との協議の結果、以下のように対応する

- ① 退院後もホームでの生活を希望される場合には通常通りの請求とする。但し食費に関しては請求しないものとする。入院が長期化する場合は別途相談する。
- ② 退去を希望される場合には居室明け渡し日までの日割家賃を請求する。

・ **老衰期** 食事や飲水が機能的に難しくなった場合、以下の意思の確認・主治医による容態説明、今後の対応検討を行うものとする。

- ① 看取りに対する考え方
- ② 希望する看取りの場所（ホーム・病院・自宅・その他）
- ③ （ホームで看取る場合）家族の協力体制の確認及び責任について
- ④ （ホーム外で看取る場合）搬送の時期及び目安の取り決め
- ⑤ 急変時の対応について

以上、重要事項及び「自己評価・外部評価の結果」について文書を交付し、説明をしました。

年 月 日 グループホーム神田園管理者 小金井 明

私は、重要事項及び「自己評価・外部評価の結果」「重度化した場合の指針」について説明を受け、同意し、交付を受けました。

年 月 日

利用者 氏名 印

身元引受人 住所

氏名 印

写真・映像等の撮影・掲載について

社会福祉法人まごころ会では、広報活動のため、撮影した皆様の写真・映像を使用させて頂きたく、同意を頂いております。つきましては、下記の同意書で示す内容を確認の上、ご同意いただきますようお願い致します。

記

ホームページ・SNS (インスタグラム/LINE 等)・社外報・チラシ・ポスター等、当会の WEB サイトや広報等に掲載します。

肖像権使用同意書

撮影した写真・映像を使用することについて同意します。
使用した広報・映像・印刷物等について、使用されたことによる金銭的対価を求めないことに同意します。
同意を撤回する場合は書面にて申し出ます。

年 月 日

身元引受人氏名 _____

☆グループホーム神田園公式インスタグラム☆

神田園の日常生活やレクの模様などを不定期ですが
公開しています。

フォローよろしくお願いたします！



KANDAEN_01

オンライン面会及びBCP発令時の安否確認について

新型コロナ感染症など市中での感染症流行期にご利用者さまへの感染予防としましてオンライン面会を実施する場合がございます。また、BCP発令時にご利用者さまの安否情報のご確認方法の一つとしても利用してまいります。以下の手順から設定をお願いいたします。

《設定方法》

- ① ご自身のスマホ等のLINEを開く
- ② 友だち追加ページのQRコードを開く
- ③ この用紙に印刷されているQRコードを読み取ってください
- ④ 友だちに登録する

《オンライン面会方法》

- ① 当日、神田園に電話して面会可能か各フロアのスタッフに確認してください
- ② 端末やご本人の用意ができたなら神田園よりLINEのビデオ通話で折り返しします。

《面会時間など》

- ・面会可能日は平日の10時から16時の間とします
- ・おひとり5分程度でお願いいたします
- ・10時・12時・15時の食事、おやつ時はご遠慮ください

《1階 あさがお QRコード》 《2階 ばら QRコード》

